

## ベルギーの年金制度

岡 伸 一

### I. はじめに

ベルギーは欧州でも産業革命をいち早く経験し、従って、社会保障制度も古い伝統を持って今日に至っている。年金の歴史を振り返っても、1850年に任意加入の恩給制度の存在が確認されており、19世紀末にはこうした自由保険を政府が財政援助していた。他方、中世からの古い商業港都市を持つこの国では、1845年に船員のための強制保険が成立していた。一般の肉体労働者については、1924年の法律によって強制年金制度が導入された。

多くの他の先進国同様、ベルギーにおいても第2次世界大戦後、購買力の著しい低下は年金の積立方式に対する批判を高めた。その結果、賦課方式の導入と最低保証の導入と2つの対策がとられることになった。

まず、1944年12月28日の法律（アレテローワ）は賃金労働者のための年金における最低保証を創設した。さらに、この時点で、新たに賦課方式が導入され、年金の資金運営に関しては積立方式と賦課方式の混合状態で運営されることになった。

ベルギーの年金制度は、大きく分けて賃金労働者の制度、自営業者の制度、さらに公務員の制度と3つある。本稿では、賃金労働者を対象

とする一般的な年金制度、続いて自営業者を対象とした年金制度をとりあげ、さらにすべての者を対象とする高齢者最低保証制度をそれぞれ紹介し、最後に最近の状況と課題に触れて結びに代えたい。

### II. 賃金労働者の一般制度

#### ① 適用範囲

ベルギー国内で労働に従事し労働契約を結んだことのある労働者、およびその遺族に対してこの制度は適用される。肉体労働者、被用者、家内労働者、船員、坑夫等すべての労働従事者を対象としている。例えば、ジャーナリストのように、特定の労働契約を結ばない職種の場合にも、年金制度においては彼らを賃金労働者とみなす。

年金制度は、ベルギーにおいて就労した者に適用範囲を限定しているが、次のような例外も併せて規定している。1つは、国際協定の適用によって通算措置が認められる場合。もう1つは、海外におけるベルギー企業、もしくはその事業所において就業する者で、引き続きベルギー国内の住居を保持し、ベルギーの社会保障への加入を確保している者。

## ② 適用条件

退職年金、そして遺族年金の適用を受けるためには、次の3つの条件が満たされなければならない。第1に退職、第2に他の保証制度の不適用、そして特定の受給者の場合にはベルギーへの居住が第3の条件となる。

まず、退職については、年金と賃金の伴給は認められないという原則がある。近年、この点はベルギーに限らず議論のあるところである。この伴給の禁止にかかわらず、特定の場合には就労しながら年金の受給が認められる。例えば、教育関係職、公益団体での就労のような特定職種その他、より一般的に粗収入が月当たり18,710フラン(1フランは1990年8月現在で約4.7円)、年間224,277フランに満たない場合(1989年現在の規定)、すべて年金は満額支給される。また、この額は越えるが、この2倍までには達しない場合には、年金が3分の1だけ減額される。

次に、年金以外の社会保障給付、さらに企業による諸手当等を受けながら、年金を併せて受給することは認められない。ただし、労働災害、もしくは職業病の場合の保証はこの範囲ではない。

1970年4月1日より年金の支給は、在外ベルギー国民、無国籍者、難民の場合に限って、現在のベルギーでの居住のみを条件とするよう規定した。国際協定の規定があることを前提として、ベルギー居住の条件が受給者に要求される。ただし、国際協定のない場合には、国王が外国籍のどのような受給者をどのような場合に、ベルギー居住の条件が免除されるか決めることができる。

退職年金の場合、年金支給開始年齢は男性で65歳、女性で60歳となっている。ただし、近

年、様々な形での早期年金制度が普及し、年金年齢は急激に早期化している。逆に、正規の年金支給年齢以後に支給を開始する繰延べ年金の場合、1980年12月31日以降については、それによる年金支給額の増額は一切認められなくなった。ただし、満額年金の支給条件を満たせなかった者は年金の支給条件を高めるための申請を認められている。

遺族年金の場合には、遺族である配偶者が年齢45歳に達した次の日に受給権が発生する。ただし、遺族が45歳未満であっても本人が66%以上の労働障害にある場合、もしくは扶養義務のある子供を有する場合にはこの規定を除外される。

遺族年金は、加入者の死亡の場合、最低1年間以上その加入者と婚姻状況にあった者でなければならない。ただし、この規定にも例外が認められている。また、遺族年金は受給者である遺族が再婚した場合、もしくは45歳以前から受給している者がその適用条件を途中で喪失した場合に支給が停止される。

## ③ 算定方式

年金支給額は職業経歴と賃金水準によって決められる。つまり、各就労年ごとに賃金水準を基に指定の指数を乗じて年金額を算定し、全労働期間中を合算したものが年金支給額となる。全年金給付の一人当たりの平均額は、1989年現在で月額17,085フランであった。

### 〔職業経歴〕

職業経歴については、男性45年、女性40年が最高限度となっている。年金制度が整備される1955年以前の労働については、特別の規定が経過措置として準備されている。

特定の不就労期間は年金算定の上では職業経

歴として算定される。例えば、非自発的な失業期間、疾病や障害によって労働不能となった期間、職業病や労働災害にあって障害率66%以上となった期間、兵役期間、ストライキ期間等々がこれに該当する。これらの期間は、職業経歴に類するものとみなされるが、拠出の義務を強制されない。

さらに、拠出をしながら任意に保険期間の加算を求める場合も当然ながら職業経歴として考慮される。例えば、特定の就労期間、退職者で加入期間の短い者の継続加入期間等がこれにあたる。

#### 〔賃金〕

各年の賃金を基礎に、その年分の年金が算定される。賃金水準については、実質賃金、想定賃金、既定賃金、再評価賃金がそれぞれ考慮される。

実質賃金とは、具体的には年金の拠出額の算定基準となった賃金額を意味する。従って、例えば拠出限度額を越えた賃金部分については、年金算定の際にも考慮されない。1989年現在の社会保障算定基準として、1,169,542フラン（年収）が最高限度額とされ、それ以上は対象外とされる。

前述の職業経歴に類するものとみなされる期間については、想定賃金が導入され、これに基づいて不就業期間分の年金額が算出される。この不就業期間の想定賃金の算定方式については政令によって定められている。

肉体労働者の場合は1955年以前の、被用者の場合は1958年以前の実質賃金水準が測定不可能であるため、一律定額で賃金基礎とみなしており、これを既定賃金と呼んでいる。つまり、1954年以前は一律、122,532フラン（年間）が統一的な賃金基準とされている。

最後に、賃金再評価には2種類がある。1つは、過去の賃金の現在価値への評価であり、もう1つは、長期的な賃金水準の上昇を考慮しての過去の賃金水準そのものを引き上げ、生活水準の向上を目指すものである。

年金の算定に当たっては、さらに、配偶者の就労状況も関係してくる。配偶者が就労をしていない場合には、賃金と拠出期間から算定した年金額の75%が支給され、就労している場合の60%より高い水準となっている。

遺族年金の算定については、保険加入者（一般に夫）が既に年金の受給を開始していたのか、もしくはまだ就労中で年金は受給していなかったのか、この2つの場合に応じて異なるが、いずれの場合も退職年金の家族分の80%相当が遺族年金として支給される。

#### ④ 早期年金制度

一般的な年金支給開始年齢より早くから年金の受給を開始する場合もある。他の欧州諸国と同様に、ベルギーにおいても大量失業への対策として早期退職、従って早期年金が進展した。様々な制度がみられたが、現在は2つの早期年金制度が施行されている。1つは減額早期年金制度であり、もう1つは退職早期年金制度である。

##### 〔減額早期年金制度〕

年金の減額早期支給は以前から存在したが、1987年1月1日より、この制度は男性に限って適用が認められることになった。その理由は、男女間の年金年齢の平等化という大きな流れに求められる。

この制度では、受給者の申請に基づいて、60歳から適用可能であり、1年早く受給を開始することに年金支給率が5%ずつ減額される。

なお、この減額は65歳を過ぎてからも継続される。

適用条件としては、最低で過去10年間通常業務に就いていたこと、従って何らかの年金制度に加入していたことが要求される。

旧兵士、レジスタンス、政治犯等の場合には、特定の条件の下で減額なしの早期年金が認められる。

#### 〔退職早期年金制度〕

この制度は失業の深刻な状況下で若年者に雇用機会を創出することを目的として、1982年9月28日の王令（アレテーロワイヤル）の95号によって創設された。1983年1月1日より3年間の時限立法として開始されたが、1987年3月31日の王令514号によって施行が延期され、1989年12月31日まで有効となった。さらに、1988年12月30日の法計画（ロープログラム）によって1989年12月31日まで、続いて1989年12月21日の法計画によって1990年12月31日までに施行されることになった。現在も、早期年金をめぐる大きな議論があり、暫定的な法計画によって施行が続けられている。近く、労使が合意に達し、特定の制度に限定された時点で一般的な法律によって規定されるものと思われる。

退職早期年金制度は、年齢60歳以下の現役労働者を対象にして、使用者が早期年金制度を受給して退職する者に代わって、若年者を補充した場合に限って適用される。

1990年以前には、退職早期年金の支給額は65歳時点で受給できる正規の年金額に等しかったが、1990年以降には同制度の適用時点での普通年金支給額に等しい額が減額されずに支給されることになった。

#### ⑤ 最低保証

##### 〔退職年金〕

拠出期間が満期に達しているか、少なくともその3分の2以上に達している場合、一定程度の最低水準の年金が保証される。1990年現在で、単身者が年間270,755フラン、扶養者のある者が338,345フランの年金が最低保証される。

拠出期間が満期に満たないが、3分の2以上である場合は、この最低保証水準を基にして拠出期間に比例的な額が最低保証される。例えば、45年の満期拠出期間に対して40年しか拠出していなかった場合には、上記の額に45分の40を掛けた額がその場合の最低保証となる。

この最低保証は、1980年9月22日と1981年2月17日の王令によって制度化されたが、その主たる目的は既に中高年に達していた時に年金制度が導入され、拠出期間は特別の配慮が認められても結局支給額が極めて低くならざるを得ない年齢層に、より厚い保護を提供することにあった。

##### 〔遺族年金〕

死亡した配偶者の拠出期間が45年の拠出期間を満たしていたか、その3分の2以上である場合には、同様に最低保証が適用される。1990年1月1日現在、266,298フランが遺族年金の最低保証額とされている。退職年金と同様に、拠出期間が満期に達せず3分の2以上の場合には比例的な額が最低保証される。

既に退職年金が配偶者に適用されている時点で配偶者が死亡して遺族年金に切り換えられる場合には、3分の2以上の拠出期間を満たしていても、最低保証制度には準えずに、一律退職年金の80%が遺族年金として支給される。

### Ⅲ. 自営業者の年金制度

自営業者のための年金制度は成立が遅れ、1954年以前には何の強制的な制度も存在しなかった。1956年によりやく確固とした強制年金が成立して、以後徐々に整備され、1967年の王令によって、条件が改善され、資力調査が実施され、早期年金も認められ、現在の制度の基礎が出来上がった。さらに、自営業者は、元来の低い水準の年金を補うために1982年1月1日より社会保険基金への拠出によって補足年金を構築することが認められた。

#### ① 支給条件

まず、退職の場合の年金支給の条件としては次の3つがある。第1に退職、第2に他の給付制度の不適用、そして第3に外国人に関してベルギーでの居住である。

支給開始年齢は、一般制度と同様に、男性で65歳、女性で60歳と決められている。自営業者で65歳以降にも就業する場合には、それによる後の退職年金支給額の増額は発生しないし、補足年金も適用されない。

自営業者の年金制度においても、1987年以降、早期年金への道が開かれ、男性に限り60歳からの年金受給が認められている。ただし、1年早く受給するごとに支給率が5%減額される。適用条件としては、現在の職業に5年間以上従事していたこと、そして、何らかの年金制度に10年間以上加入していたことの2つがある。特定の条件を満たした者に対する無減額措置は、一般制度とまったく同じ規定による。また、60歳以上の男性に適用される退職早期年金制度についても一般制度下の労働者と同様であ

る。

自営業者の場合は、60歳から65歳までの間に年金を受給開始しなければならない義務はなく、それ以後に就業した場合でも年金の算定基礎として考慮される。

遺族年金の支給条件についても、一般制度の施行内容とまったく同様である。

#### ② 算定方法

##### [退職年金]

一般制度と同様に、事業就労年数とその収入によって年金額が決定される。就労年数については、就業日が年間最低185日以上の場合に1年として計算される。ただし、疾病や障害、兵役、拘留等の場合には、不就労にもかかわらず算定基礎とみなされる。

年金算定基準としての収入については、1984年に大幅な修正が加えられた。それ以前には、定額年金制度が施行されており、収入は一律で140,021フランに設定されており、それに応じた一律年金が定められていた。1984年以降には、事業収入を再評価して拠出額が決められることになった。従って、年金支給額も事業収入に応じて異なることになった。ただし、上限が現在で、1,178,406フランに設定されている。

実際の算定では、1983年以後の年金部分については、各年の事業収入を男性の場合45分の1、女性の場合は40分の1にして、次に、家族の場合にはこれの75%、単身の場合は60%、さらに、こうして導かれた額に国王が定めた係数を乗じて、その年の年金額が決められる。これに、生涯の就業期間の年金額を合計して1983年以後の部分の年金額が算出される。

1983年以前の年金額については、一律に定められる基準額に、同様に45分の1もしくは40分

の1を乗じて、さらに75%か60%を乗じれば、各年あたりの年金額が算出される。

#### 〔遺族年金〕

遺族年金については、死亡した配偶者がその時点で男性で65歳、女性で60歳、つまり年金支給年齢に達していたか否かによって処理の仕方が異なる。

まず、年金年齢に達する前に配偶者が死亡した場合には、その配偶者がその時点で退職年金として受給できる年金と同額が遺族年金として遺族に支給される。

他方、配偶者が年金を受給開始して以降に死亡した場合には、前述のとおり支給率が75%から60%に減額される。

### ③ 無条件年金と特別年金

何らかの適用条件を満たさないために自営業者の年金が受けられないか、算定された年金額が無条件年金の支給額より低い場合に、この無条件年金が適用される。この制度は、一般的に低い水準である自営業者の年金制度を全体的に引き上げ、実効のあるものにするを目的としていたが、1983年以降は新たな適用は停止された。

これに代わって、1984年5月15日の法律は特別給付制度を設立させた。この制度は、就業年数が極めて少ない等の理由により年金支給額が高齢者最低保証の支給額より低くなるような場合に、自営業者の年金制度の枠内で最低年金者を保護することにした。

特別給付の支給額は、世帯者の場合で月額3,000フラン、単身者の場合で2,400フランと定められている。この額は物価に応じて修正される。ただし、特別給付は5月に支給された年金額の20%を超過することはできない。

### ④ 資力調査

自営業者の年金制度では、資力調査を行った上で年金が支給される。そして、一定額を越える資力が確認された場合には減額される。

### ⑤ 最低保証

自営業者の年金制度においても、拠出期間を満たした者には、特定水準の最低保証が適用されることが、1984年5月15日の法律によって決定された。拠出期間が満期の3分の2以上の場合には、比例的な最低保証額が適用される。この制度は、退職年金、遺族年金とも適用される。

## IV. 高齢者収入保証制度

1969年4月1日の法律は、政府の負担によるすべての高齢者の最低収入の保証制度を創設した。この制度は、拠出にかかわらずすべての高齢者の収入の最低限を政府が保証するもので、高齢者の貧困対策として重要な役割を果たしている。

### ① 適用条件

一律に、男性65歳、女性60歳以上のすべての者が、収入保証制度の適用対象となる。早期支給は認められない。支給条件は次の3つである。

第1に、ベルギー国籍者、公認の難民、EC加盟国出身者、ベルギー政府が国際協定を結んだ国の国民であること。第2に、現在ベルギーに居住していること。そして、第3に、収入保証制度の適用から遡って過去5年間に実際にベルギーに居住していたことである。

## ② 支給額

1989年現在の高齢者収入保証制度の支給額は、67.157フランとなっている。申請者が配偶者を伴う男性である場合には、89.542フランになる。離別者がある場合には現在の配偶者は家族支給の一部のみ受給することになる。

給付の財源としては、すべて国の負担となる。ただし、管理・運営費、振込等の支払い費用、法律経費等は全国年金局の負担とされている。

## ③ 資力調査

この制度は資力調査を義務付けている。特定の水準に収入が達しない場合に限って、高齢者収入保証制度は適用される。ここでは、夫婦の就業による収入、財産収入、利子収入、相続収入等、すべてが資力として考慮される。

## V. 現状と課題

最後に、年金制度の現状として財政状況を概観し、課題について若干触れたい。

### (1) 年金財政

年金の財源の主要なものは、やはり社会保険拠出と国の補助の2つである。

#### ① 拠出

ベルギーでは、年金を含めすべての社会保障制度へ使用者と労働者から支払われた拠出は、賃金労働者の場合は一括して一般制度適用労働者のための全国社会保障事務局 (l' Office national de sécurité sociale) に徴収される。そこから、各社会保障制度ごとに拠出金が拠出率に応じて分配される。社会保障各制度の中で

も、年金は最も大きな部分を占め、拠出金も全国社会保障事務局に集められた全拠出金の28.3%が年金制度に向けられる。

年金の拠出率は、労働者が賃金の7.50%、使用者が8.86%で合計16.36%となっている。実は、1968年以降、年金拠出率はブルーカラーとホワイトカラーで異なり、前者でより高くなっていたが、1975年から同一化された。また、坑夫や水夫にはより高い拠出率が定められている。

#### ② 政府補助

1982年1月1日以後、政府による財政補助はすべての社会保障制度に関して、等しく全給付額の20%に固定化された。このことは、高齢化や様々な構造上の問題を持つ年金制度にとって大きな打撃となった。

他方、政府は前述の戦争犠牲者等の特定者の無減額の早期年金について、無減額部分を負担しなければならない。さらに、退職早期年金制度については、適用者が65歳に達するまでの間、政府が負担することになっている。

#### ③ 年金財政の推移

さて、実際に年金財政の現状を見てみると、最新の1988年の状況では、拠出収入が2,509億フラン、政府補助が608億フランでその他の収入と併せて収入総計が3,158億フランとなっており、給付の3,053億フランを中心とする支出総計の3,113億フランを上回り、44億フラン余りの黒字になっている。

しかし、その推移を振り返ってみると、1970年代半ば以降年金財政は悪化し、1978年から1981年までの4年間、年金の収支は大幅な赤字に転じた。拠出収入の伸びは鈍く、給付支出が

急激に上昇したためであった。その間、政府の補助金が大幅増額され、1982年ようやく若干の黒字を示したが、翌年の政府補助率の固定化によって1983年には再度赤字に転じた。そして、現在では、経済の回復と政府による様々な年金財政の抑制によって財政の健全化の途上にあるが、早期年金等まだ不確定の要因も多い。

さて、年金支出増加の主要な要因である年金受給者の推移を見ると、1972年には957,369人であったが、17年後の1989年には1,385,417人にまで増えている。この国では総人口1,000万人弱で近年大きな変化を示していないことを考慮すれば、この受給者数の伸びは深刻な問題と言える。

#### ④ 物価調整

一般制度、自営業者年金制度ともに、年金額は物価調整される。まず、考慮されるのはやはり消費者物価指数である。1982年12月30日の法律（アレテーロワ）によって、当該月の物価指数とそれ以前の3カ月の指数との比較から年金額が調整される方法が採用された。

1985年には、特別に年金額の低い受給者に対して一律の物価調整より高い増額が認められた。その額は、単身者に2,000フラン、配偶者のある者には3,000フランとされた。

近年の年金財政の悪化の最中、物価調整の措置も財政緊縮の手段とされることもあった。つまり、1年の四半期のうち、一四半期だけ物価調整を行わないという方法も採られた。

この物価調整とは別に、1973年には一般生活向上制度が導入された。これは物価調整した後に、各年金支給額をさらに引き上げ、生活の実質的向上を意図したものである。しかしながら、実際にはこの制度は1974年に1.04、そして

1975年に1.06の指数を適用させた後は常に1.00のままであり、実質的な効果をもたらしていない。

#### (2) 課題

ベルギーの年金の歴史を振り返ると、各制度の調和化（ハーモニゼーション）に努力してきたことが明らかである。保護の程度にはまだ歴然とした格差は残されているが、近年、遅れていた自営業者の制度は次第に改善されてきたし、最低保証制度も徹底化してきており、調和化は着実に前進していると言えよう。

財源の問題をはじめた多くの問題がある中で、ここで最後に課題として一つ触れたおきたいことは、年金年齢の動向である。そして、年金年齢の早期化は別の問題でもある男女平等の問題と密接に関係する。

ECの指令の中に、社会保障における男女平等の規定があり、年金に関しても男女で年金支給年齢を統一化する動きがある。ベルギー国内でも年金年齢の統一への動きが急になってきている。

他方、この国の強力な労働組合も年金年齢の引下げ運動を展開している。前述のとおり、早期年金は男性において特に急速な普及を示しており、60歳年金の一般化が叫ばれている。もしくは、それ以前の58歳ごろからの年金支給も労働組合によって主張されている。こうした男性の早期年金の普及は、結果として60歳での男女平等の年金支給への動きを促進させるように作用している。

年金は社会保障各制度の中で最も大きな制度であるが、その中でこの年金年齢の動向がその財政に与える影響は極めて大きい。今後の動向が注目される。

主要参考文献

- BONHEURE, M., "La vie privée et les pensions",  
Annales de Droit, 1984.
- Bureau du Plan, "Perspectives à long terme de la  
sécurité sociale (1990-2040)", 1990.
- \_\_\_\_\_, "Le vieillissement démographique  
: principaux enjeux macro-économiques", 1990.
- Cabinet du Ministre des Affaires Sociales, "L'avenir  
de la sécurité sociale", 1990.
- CULOT, J., "Mutations et harmonisation des régi-  
mes de pension", Revue belge de Sécurité  
Sociale, 1985, N° 1-2, pp. 4-90.
- DENAYER, J., "Le revenu garanti aux personnes  
âgées dans la sécurité sociale résiduaire", Rev.  
bel. Sec., 1983, N°3, pp. 383-477.
- DENIS., Pierre, "Droit de la sécurité sociale", Bru-  
yant, Bruxelles, 1986.
- Offica National des Pensions, "Tableau financiers et  
statistiques——gestion repartition——", Déc,  
1989.
- \_\_\_\_\_, "Formation profession-  
nelle", 1988.
- \_\_\_\_\_, "Statistique annuaires

des beneficiaires de pension".

- \_\_\_\_\_, "Le régime des pen-  
sions pour travailleurs salariés", 1990.
- 岡 伸一「ベルギーにおける失業対策としての早期  
年金」総合社会保障, 1986年9月号
- 同 「パートタイム労働者への社会保険の適用  
——ベルギーの事例からの示唆——」大分大学  
経済論集, 1988年9月
- 同 「ベルギーにおけるパート労働法制」季刊  
労働法, 1989年夏号
- 同 『ベルギーの労働事情』日本労働研究機構  
1991年(予定)

補 記

本稿は日本学術振興会派遣研究員として平成2年  
度, 筆者が「EC およびベルギーの社会保障政策」  
をテーマにルーヴェン大学, アントワープ大学で現  
在遂行中の研究成果の一部である。執筆にあたっ  
ては, ベルギー全国年金局 (l'Office nationale des  
Pensions) の局長である, Roger MASYN 氏を通じ  
て, 同局の全面的な協力を得た。同局長に心から感  
謝の意を表したい。

(おか・しんいち 大分大学助教授)